

〔 自 平成 2 3 年 7 月 4 日 〕
〔 閱 覧 〕
〔 至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日 〕

北陸農政局入札等監視委員会審議概要

平成 2 3 年度 第 1 回

北陸農政局 総務部 総務課

北陸農政局入札等監視委員会 審議概要

（ホームページ掲載日：平成23年7月4日）

開催日及び場所		平成23年5月26日(木) 広坂合同庁舎第2会議室			
委員		宮前 悟(弁護士) 松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成23年1月1日～平成23年3月31日			
審議対象案件		81件(工事30件、業務24件、物品役務等27件) うち1者応札 6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件			
抽出案件		抽出案件 6件 うち1者応札 3件 (抽出率7.4%) (抽出率50.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件内	工事	一般競争		1件(佐渡地区) 1者応札案件	
		指名競争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		1件(農政局)
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		0件	
		指名競争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		1件(柏崎周辺地区)
			その他の指名競争		0件
		随意契約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		1件(佐渡地区) 1者応札案件(公益社団法人等)
			標準型プロポーザル		0件
	その他の随意契約		0件		
	物品・役務等	一般競争		1件(農政局) 1者応札案件	
指名競争		0件			
随意契約(企画競争・公募)		1件(農政局)			
随意契約(その他)		0件			
(特記事項)					
		意見・質問	回答等		
委員からの意見・質問それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり		

<p>委員会による意見の具申又は 勧告の内容</p>	<p>な し</p>
<p>[これらに対して部局長が 講じた措置]</p>	<p>な し</p>

事務局：北陸農政局 総務部 総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>1. 一般競争契約(工事) 外山幹線用水路管理設備製作据付工事 工事の種別として、機械器具設置工事となっているが、受注業者は土木業者なのか。また、設置する機器自体は受注者が製造するのか、それとも受注業者がメーカーに依頼するのか。</p> <p>設置した機器(水位計等)は既製品として販売されているのではないのか。</p> <p>受注業者が直接製作するのであれば、そこから保証書は出してもらっているのか。</p> <p>入札説明書の交付は7者だったが、結果的には1者応札となっている。他の6者が申請書及び資料の提出を行わなかった理由(動向)はわかるのか。</p> <p>入札説明書の内容は、入札公告の段階でインターネット上でわかるのか。</p> <p>7者はお互い誰が応募したのかわかるのか。</p> <p>前回の入札監視委員会時に、一般競争入札においては、1者応札の場合には一旦入札手続きを中止し、再度入札公告を行うことにすると聞いたと思うが、今回はそのルールを適用しなかったのか。工事の規模により相違があるのか。</p>	<p>土木業者ではありません。 大部分は受注者が製造します。メーカーに依頼する者もあるかも知れませんが、そういう者は入札公告に記載している「保守サポート体制が整備され、新潟県をその範囲としている支店・営業所が確立されていること」に抵触する可能性がありますので、本工事への参画は難しい面があります。</p> <p>水位計はわかりませんが、電器・金物類は全て受注生産となります。</p> <p>監督職員が工場に出向いて検査を行い確認しています。土木構造物では、サポート体制についての文言は記載しないのですが、電器・金物類については、将来土地改良区等に管理を移管した後に、故障等が発生した場合の対応が必要となるので、入札公告に記載して担保しているわけです。</p> <p>電話で聞取りしました。本案件が補正予算での工事であったことから発注が年度末となり、大部分の者は「専任技術者がいないため」との回答でした。また、1者は「サポート体制が新潟県内で整備されていない」と要件に抵触する回答もありました。</p> <p>ダウンロードすればわかります。</p> <p>わかりません。事業所ではわかりますが、他者はわからないようになっています。</p> <p>昨年の9月以降、工事に係る1者応札の場合は、要件を緩めて再度公告を行うルールで運用していますが、補正予算で発注する場合は、再度公告をかける期間が取れないため、補正予算を財源とする工事には適用していません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>メーカーが多くな、かつ地域ごとのサポート体制が整っていないなければならないという厳しい条件の他に、発注時期が補正時期では、誰も引受手がない状況になるのではないのか。7者のうち1者残ったからいいようなものの、申請書及び資料提出者がいなかった可能性もあったのではないのか。</p> <p>入札執行調書では、入札金額が予定価格を超えているので、2回目の金額を入れているが、これを再度入札というのか。</p> <p>1者応札であっても複数応札であっても、2回目の入札というのは改札の日に再度金額を入れてもらうということなのか、期間を置いての入札となるのか。</p> <p>案件からは外れるかも知れないが、競争参加資格の条件の中の暴力団排除要請とは、どこで確認されるのか。</p> <p>除外通知が出ていないというのは、農政局内部で判断されるということか。なぜそういうことをいうかといえば、石川県も今年中に暴力団排除条例が施行されます。これは全国的な趨勢だと思いますが、役務の提供がないのに資金提供がされている等の場合に、県警が調査・介入してくるものと想定しています。</p>	<p>基本的にバルブメーカーは数少ないのですが、各者メンテナンスのサポート体制は整っています。発注時期が遅かったことは間違いなく、1者だけでも書類提出があったことは助かりました。</p> <p>そのとおりです。1回目で不落となったことから、2回目の札を入れたということです。</p> <p>その日に行います。電子入札ですので、1回目に予定価格を超えていれば、その日に電子入札を行います。</p> <p>「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」に基づき、警察当局から部局長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないことの確認です。</p>
	<p>2. その他指名競争契約(工事) 北陸農政局野町庁舎1階事務室改修 その他工事</p> <p>このビルの築造年はいつ頃か。部分的に改修し、手直しを行ってまでも使用しなければならないのか、新しく建替えた方がよいのか等の判断基準はあるのか。</p>	<p>北陸農政局の本局は合同庁舎で、他の省庁と一緒に入居しており、野町庁舎は農林水産省の建物で単独の庁舎です。今回、農林水産省設置法の改正が予定されており、7月1日から農政局の組織が新しく変わる予定となっており、北陸農政局の場合は、合同庁舎と野町庁舎に分散</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>昨今、いろんな第三者機関があるが、野町庁舎は公の建物であり、建替えるのが妥当なのか、修繕するのが妥当なのか、第三者機関に諮ることはしないのか。</p> <p>指名競争の選考において、今回有資格者名簿の下から5者を選定しているが、下から選定された理由は何か。</p> <p>工事のランク(予定価格)から業者選定を5者としているが、業者選定5者は少ない方なのか。他の形態であれば10者位になるのか。</p> <p>先程の話に関連するが、名簿順に指名業者を絞込む方法は、ガイドラインとかマニュアルとかに記載があるのか。</p> <p>機会均等というのはわかるが、五十音順の場合は、ずっと五十音順のままとなる。自社が記載されている付近に優秀な業者がいれば、全てその者が受注する等の不公平感が生じないのか。たまに配列を変えるとかしないのか。</p> <p>例えばどんな考え方ですか。</p>	<p>しないと入り切れないことから、野町庁舎も使用が可能との判断の下、改修工事を発注したものです。</p> <p>基本的には財務部局が判断を行いますが、農政局は現在使用している建物の今後の使用計画を含めて、財務局と協議を行っています。基本的には、合同庁舎で組織編成が可能であれば、野町庁舎の職員を合同庁舎に入れたいのですが、それが不可であることから財務部局と野町庁舎の使用形態に係る協議を行い、了解を得て工事を行っています。</p> <p>21年度及び22年度の選定基準は、有資格者名簿の下から順に選定しており、2カ年で一回りして再度有資格者名簿の下にきたということです。</p> <p>指名競争であれば10者位にはなりますが、金額的には指名競争までには達していないので、5者に見積もり依頼をしています。</p> <p>マニュアルのようなものではありませんが、機会均等ということで提出順、五十音順にする等の取決めは必要です。</p> <p>21年度・22年度はこのような形態で実施してきましたが、23年度については選定方法を考えたいと思います。</p> <p>まだ具体的な発注がないことからまとまっていません。今後検討したいと思っています。</p>
	<p>3. 簡易公募型競争契約(業務) 市野新田ダム付帯用水路基本設計 他業務</p> <p>簡易公募型競争入札においては、参加表明書の審査を行い、その1箇月後に建設コ</p>	<p>規定に基づいた形で従来から審査等を行っています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>ンサルタント等選定委員会において、技術提案書評価結果の評価・報告を行っている。2度にわたって重複したような評価する根拠がよくわからないが。</p> <p>1回目の参加表明書に順位(点数)をつける必要があるのか。後で技術提案書の評価を行うのであれば、簡易公募型でここまで点数をつける必要はないのではないかと。</p> <p>技術提案書審査結果表において、各者に評価点が記載されているが、この点数は絶対評価なのか、それとも相対評価なのか。技術提案書の評価点は10点満点となっているが、結局この者は最終的には入札金額がかなり高かった。提案書の比較であれば評価は高くなるが、同じ項目で他の者は6点とか、これというのは相対評価なのか、絶対評価なのか、例えば10点6点6点ではなく、5点3点3点でもよいのではないかと。</p> <p>例えば、評価者がある評価項目を的確だと思っても、もっと的確なところがあると最初に的確だと思った者に10点をつける訳にはいかない。そうすると相対評価的なことにならないのか。それが結局入札執行調書の最終的な評価値の計算の中で、金額の大小の違いの価値に影響を与えるというか、そういうことがあるのかなと思う。そう考えると、果たして相対評価でよいのかどうかと思うが。今回、特に技術提案書の評価点の高かった者が、予定価格より低い価格であればよかったのだが、的確性(技術提案書評価)だけを追求して、高金額で入札したりすると、バランスがどうかと思うが。</p> <p>絶対評価ということですね。</p> <p>評価点数の順位はわかりましたが、予定価格を上回っている時は落札者の対象には</p>	<p>参加表明の3者が参加資格があるかどうかを判断しています。従来から行っている方法です。</p> <p>技術提案書評価基準に基づき、評価点を入れています。</p> <p>絶対評価としています。技術提案書審査結果表を見ていただきたいと思いますが、ある者の技術者登録の欄においては4点、そして評価点の小計の欄は16点、技術提案書の評価小計欄の28点で、これがそのまま反映されています。絶対評価しているということです。</p> <p>それから、入札執行調書を見ていただきたいのですが、簡易公募型の競争入札、総合評価落札方式なので、技術点と価格点の両方を足したものを評価値欄とし、一番高得点の者を落札者としています。</p> <p>そうです。</p> <p>その前に提案書を受理しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>ならない。事務的に考えると入札金額を見てから評価した方が早いのではないか。</p> <p>入札金額がわからない段階で評価するのか。</p>	<p>そうです。技術提案書の評価は入札日までに実施し、開札日に総合的な計算、結果を出すこととなります。</p>
	<p>4. 簡易公募型ダム・ダム契約（業務） 国営土地改良事業佐渡地区環境保全 検討業務</p> <p>佐渡といえはすぐに環境のことを思い出すが、国営事業の工事に伴う調査は、工事を実施した当事者が責任を持って行うことは大事なことだと思うが、環境問題に関する調査を行うために環境省が在るのではないか。なぜ農林水産省が行うのか。やもすると両省が連絡もなく重複して調査を実施しているのではないか。関係省との連携、農林水産省で調査を実施する義務とかの視点がこの業務は感じられない。国の事業を一つとみれば、同じことを両省で行うことにはならないと思うが。</p> <p>この資料の地図やこの範囲の作業項目をみて 7,000 千円かけてやるのが小さな事業とは思えない。</p> <p>このような調査を実施する専門の組織として環境省があるのだから、環境省にやってもらえばいいのではないのか。また、子どもを集めて学習させるというノウハウは、明らかに文部科学省が関係省庁と連携して実施していると思うので、私のような声が出てもおかしくないのでは。</p> <p>随意契約審査調書では予算額が 7,000 千円となっているが、随意契約審査調書では 7,600 千円、予定価格は 8,000 千円となっている。この相違は何か。</p>	<p>土地改良法においては、環境に配慮して事業を実施しなければならないとしており、起業者の責任として業務を実施しています。</p> <p>大きいダムであれば、環境影響評価として効率的に関係省庁と関連することもあるかと思いますが、この業務はアセスメントを行うという大きなダム事業ではないことから、起業者として環境に配慮して事業を実施していく中で、多方面の分野の先生方の意見を伺いながら業務を実施していくことにしています。</p> <p>ダムの規模としては小さいということです。</p> <p>外山ダム関連においては、羽茂川に係るデータ蓄積量は農林省の方が環境省よりも多く所有しています。</p> <p>随意契約審査調書（入札・契約手続審査委員会段階）の7,000千円は、概算段階の金額であり、随意契約審査調書（契約相手決定段階）7,600千円は正確に積算した数字です。7,600千円の積算は旅費の積算基地を新潟市としたものであり、見積執行調書の8,000千円は応札者の登録が東京都内であったことから、旅費に対する</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>予定価格が 8,000 千円で、見積執行額が 7,200 千円でぴったり 9 割となっている。実際ぴったりというのはなかなかあり得ないのでは。7,200 千円は見積合わせで実施したものなのか。</p> <p>1 者応札ということで、手順に従って評価結果表により評価しているが、合計評点 3.5 点はこの点数以下だと発注できないとか、最低ラインはあるのか。</p> <p>業務の評点が後々の発注業務に影響することはあるのか。</p> <p>受注した者は公益団体ではないのか。他にもこのような業務を行う団体はあるのか。</p>	<p>積算を見直したものです。</p> <p>電子入札システムにて見積執行を行っています。</p> <p>技術提案書特定基準で、基本的なことに抵触しなければ大丈夫です。(評価で D とならない限り支障はありません。)</p> <p>また、専任制の欄でもあるように、業務を多く持ち過ぎているとだめということもあります。</p> <p>ありません。</p> <p>社団法人です。当事業所で実施する環境業務の受注はこの者となりましたが、他にも団体はあります。また、一般コンサルタントでも受注は可能と考えますが、各者の事情もあるのではと史料します。</p>
	<p>5. 一般競争契約(物品) 貨物自動車の交換購入</p> <p>何万キロ走ったら替えるという、何か基準はあるのか。</p> <p>最初からエスティマを買うことになっていたのか。</p> <p>予定価格はエスティマを想定したものなのか。</p>	<p>17万km近く走行し、あちこち不具合も出てきたことから、危険を感じて交換購入することとしました。なお、予算要求の基準は、12年間の使用、若しくは10万km以上の走行で交換が可能となっていますので、要件は満たしています。</p> <p>トヨタ車からの提案を受けたのがエスティマであったということです。</p> <p>予定価格については、環境の燃費基準にも関連しますが、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第80条の規定により、一番安い価格の車両を採用することとなっています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対する 回答等	<p>特定の車種を予定していたのではないのか。</p> <p>入札公告の機能証明書については、環境に関する資料ということか。また、維持費用に関する資料とは、発注に当たって何か関係するのか。</p> <p>総合評価点において、環境性能点の94点は内訳として様々な項目があるのか。</p>	<p>いろいろなメーカーがありますが、その中から提案を受けたものを採用しています。本来なら、複数の者から応募があるものと想定していましたが、今回は1者しかなかったということです。</p> <p>燃費等の基準値を示したものです。維持費用に関する資料は、環境性能を評価する燃費基準等を数値で算定し、価格が同じであればより燃費の良い方を採用するという事です。</p> <p>細かい資料は添付していませんが、手持ち資料では基準値の燃費は11.7km/リットルですが、今回のエスティマは10.3km/リットルです。機能が同程度の車種を比較して、一番燃費効率が良かったのがボクシーの12.4km/リットルでした。そういう数字を比較しながら導き出したのが94点という数字です。今回は比較対象がなかったことから、この数値だけが残っています。</p>
	<p>6. 企画競争契約(役務) 食料自給率向上に向けた消費者啓発業務</p> <p>見積執行調書の記載で、随意契約の場合は入札金額がそのまま予定価格になるということによいのか。</p> <p>契約措置依頼書の予算額に 3,600 千円となっているが、結局札入れ業者の価格がこれより上回っている場合は、再入札となるのか。</p> <p>随意契約の場合は、調書上は入札金額と予定価格とは一致しているのか。</p> <p>「食料自給率向上等に向けた消費者啓発業務」評価採点表の採点基準の考え方において、絶対評価方式と記載があるが、採点基準の数値は何人かの持点の足し算での数値となるのか。</p>	<p>価格と企画がセットになっていて、企画書等の提案に要する費用が見積価格に反映されません。</p> <p>そうです。</p> <p>相違しています。各者は自者の企画提案に対する経費を算定しますので、大きな相違はないかも知れませんが、違いが出てきます。</p> <p>企画審査委員会構成委員6名の持ち点を基に、採点を行った結果を記載しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>審査委員会の構成はどのように決めているのか。</p> <p>このような企画は各農政局がそれぞれ行っているのか。北陸農政局独自の企画なのか。</p> <p>自給率を向上させようとするには、国民が全て足並みを揃えないと。北陸だけではできないので、それぞれの地域でそれぞれの方法で実施するという趣旨なのか。</p> <p>他の農政局も一斉に実施すれば、それぞれに特徴が凝縮された冊子が出てくる。一斉に出てきた成果品を比較して、善し悪しを判断する作業が必要だと思う。</p> <p>以前の局長で、ユニークな食料自給率アップ方法として「幕の内弁当」を食べましようとして提案していた。「幕の内弁当」はバランスの取れた弁当であり、自給率がアップするというわかりやすい話を聞き、地域ごとにみんなが納得するような企画があればいいですね。</p>	<p>構成委員の取決めがないことから、情報担当部署と実務担当部署の室長・課長等で構成しています。</p> <p>食料自給率の向上は全国共通の課題なのですが、北陸地域は米に特化しており、水田で麦や大豆の栽培というのは北陸の特徴であり、その分野の冊子については北陸だけということになります。</p> <p>そうです。</p> <p>方法は別とし、実施しています。</p> <p>そうですね。</p>
	<p>*その他審議全体</p> <p>同一理由で指名停止となっている者が2者ある。同じ理由での指名停止になっていること自体珍しい。建設会社はこのようなことを頻繁に行っているのか。</p>	<p>これは単独の会社ではなく、共同企業体（JV）が対象となったものと思います。</p>